

一般社団法人日本解剖学会 役員選出細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本解剖学会（以下「本会」という。）定款第19条に基づき、役員を選出に関し、必要な事項を定めるものである。

(理事及び監事の選出)

第2条 理事は、支部ごとに、その支部に所属する代議員の互選により選出し、社員総会の承認を得るものとする。

(1) 理事は、北海道支部1名、東北支部1名、関東支部5名、中部支部3名、近畿支部3名、中国・四国支部2名、九州支部2名とする。

(2) 理事が所属する支部を変更したときは、定款第19条4項のとおりとする。

第3条 監事は、代議員の互選により選出し、社員総会の承認を得るものとする。

(理事及び監事の選出方法)

第4条 理事及び監事の選出は、無記名郵便投票による。

(1) 選挙は、役員任期満了の30日前までに行わなければならない。

(2) 理事は、支部ごとに、定数内の連記投票による。

(3) 監事は、支部を問わずに、2名連記投票による。

(4) 理事と監事の選挙を同時に行うときは、まず理事を決定し、次に監事を決定する。

(5) 投票数が同数の者の中から当選者を決定する場合には、年長の者を優先する。

(6) 役員再任は妨げない。ただし、同一職連続3期を越えることはできない。

(役員欠員)

第5条 理事及び監事に欠員を生じたときは、次点者を繰り上げ当選とする。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。常務理事に欠員が生じた場合には、理事の欠員を補充したのち互選により再選出する。ただし、常務理事の残任期間が短い場合には他の常務理事が職務を兼務することを妨げない。

(選挙管理委員会の設置)

第6条 役員選出のため、選挙管理委員会を置く。委員会構成等については委員会設置規程第2条に定める。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、社員総会の決議により行い、会員に報告する。

(時限特別措置)

第8条 第2条(1)による理事選出の結果、理事における男女共同参画の観点から必要と判断された場合には、定款第18条の規定数を充足する数を上限として、新理事長は追加の理事を定時社員総会に追加推薦することが出来る。推薦にあたっては、第2条(1)による理事選出結果を考慮するものとする。なお、この措置は平成30年度定時社員総会終結時までの時限特別措置とする。

附 則

1. 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. 本細則は、平成25年3月29日より施行する。

3. 本細則は、平成26年3月28日より施行する。